

R6.12

申請書は1ページです。
漏れなく正確にご記入ください。

添付書類について

〈申請書の医師の意見欄に証明を受けられない場合〉
 特定疾病に関する意見書もしくは特定疾病にかかったことを
 証明する書類(診断書等)を添付してください。

[illegible]

特定疾病にかかる自己負担限度額

特定疾病にかかる自己負担限度額は1万円です。ただし、人工腎臓を実施している慢性腎不全の方のうち、70歳未満の上位所得者(標準報酬月額53万円以上の方)とその70歳未満の被扶養者は、自己負担限度額が2万円となります。

对象特定疾病

- ①血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅶ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
②人工腎臓を実施している慢性腎不全
③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)

注意事項

特定疾病の高額療養費の特例は、保険者の認定を受けることにより該当し、発効期日から有効となります。
※発効期日は申請月の初日(船員保険加入月の場合は資格取得日)となります。